

白岡市マスコットキャラクターデザイン使用要綱

平成29年3月31日

告示第135号

(趣旨)

第1条 この告示は、白岡市マスコットキャラクター（以下「マスコット」という。）のデザイン（以下「デザイン」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示においてデザインとして使用するマスコットは、次のとおりとする。

- (1) シラオ仮面
- (2) なしべえ
- (3) なしりん

2 前項で定めるマスコットのデザインは、別表に定める白岡市マスコットキャラクター公式デザイン集のとおりとする。

(使用基準)

第3条 デザインは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用することができるものとする。

- (1) 市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) マスコットのイメージを損なうおそれのあるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業に該当するとき。
- (7) その他その使用が著しく不相当と市長が認めるとき。

(使用の申請)

第4条 デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号の白岡市マスコットキャラクターデザイン使用承認申請書（以下「使用承認申請書」という。）に、企画書を添えて市長に提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認申請書の提出を要しないものとする。

- (1) 市の業務に使用するとき。
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) 営利を目的としない限られた範囲で使用するとき。

(4) その他市長が適当と認めるとき。

(使用の承諾)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査の上、当該申請内容が適正であると認められた場合に限り、利用を承認するものとし、様式第2号の白岡市マスコットキャラクターデザイン使用承認通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、様式第3号の白岡市マスコットキャラクターデザイン使用不承認通知書により申請者に通知するものとする。

(使用状況報告)

第6条 前条第1項の規定によりデザインの使用承認を受けた者は、四半期ごとに様式第4号の白岡市マスコットキャラクターデザイン使用物品等販売状況報告書を提出するものとする。

(使用承認期間等)

第7条 デザインの使用承認期間は、承認日から起算して最長2年間とする。

2 前項に規定する使用承認期間の終了後、改めて使用承認を受けようとする者は、第4条の規定により使用承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料)

第8条 デザインの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第9条 デザイン使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 使用の承認を受けた内容に限り使用し、市長が付した使用条件に従うこと。
- (2) 使用の承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインの改変等応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (4) デザインを使用して作成し、又は製造する物品（以下「物品」という。）は、完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、物品の提出が困難である場合は、その写真を提出するものとする。

(承認内容の変更)

第10条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、様式第5号の白岡市

マスコットキャラクターデザイン使用内容変更承認申請書（以下「変更承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により変更承認申請書の提出があった場合、その内容を審査し、変更を承認するときは、様式第6号の白岡市マスコットキャラクターデザイン使用内容変更承認通知書により使用者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により審査の結果、変更を承認しないときは、様式第7号の白岡市マスコットキャラクターデザイン使用内容変更不承認通知書により使用者に通知するものとする。

（使用承認の取消し）

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、デザイン使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
 - (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。
- 2 前項の規定により、デザイン使用の承認を取り消すときは、様式第8号の白岡市マスコットキャラクターデザイン使用承認取消通知書により使用者に通知するものとする。
 - 3 市は、前項の規定により使用の承認を取り消したことで使用者に生じた損害又は損失について、一切の責任を負わないものとする。

（責任の制限）

第12条 市は、使用者が、デザインの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失について、一切の責任を負わないものとする。

（委任）

第13条 この告示で定めるもののほか、デザインの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の白岡市マスコットキャラクターデザイン使用要綱の規定によりされた申請、承認その他の行為は、この告示による改正後の白岡市マスコットキャラクターデザイン使用要綱の規定によりされた申請、承認その他の行為とみなす。

別表（第2条関係）

白岡市マスコットキャラクター公式デザイン集












1 デザインの使用について

白岡市マスコットキャラクターのデザインについては、次に定めるデザインに限り使用し、デザインの改変など応用使用はしないこと。

1色で使用する場合、なしべえ・なしりんについては、黄色（DIC N-804及びDIC 2071）群青（DIC 579B）黒色の場合に限り1色で使用を認めるものとする。なお、印刷する対象物は何色でもよいが、図1、図2及び図3のとおりの色濃度にして使用しなければならない。

2 デザイン

(1) シラオ仮面

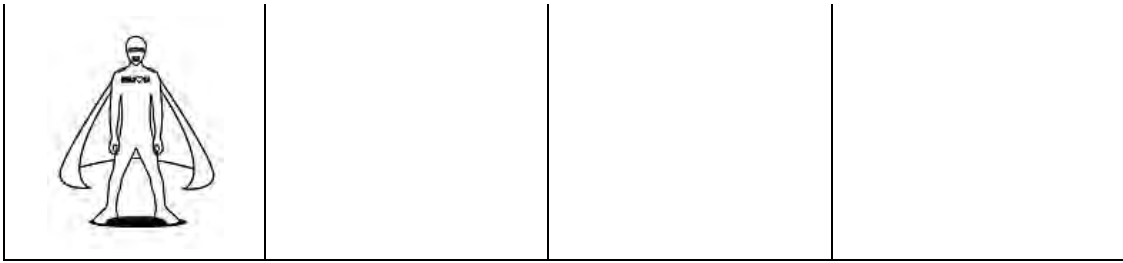
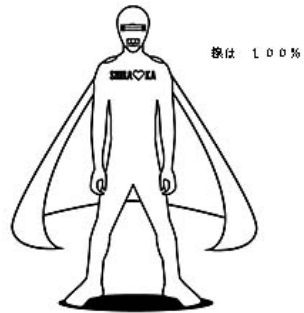


図1 「シラオ仮面」の色濃度



(2) なしべえ・なしりん





図2 「なしべえ」の色濃度

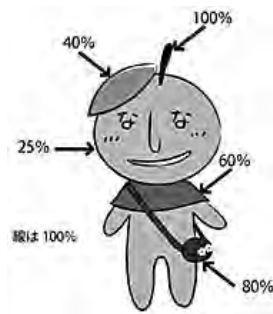


図3 「なしりん」の色濃度



様式第1号（第4条関係）

白岡市マスコットキャラクターデザイン使用承認申請書

年 月 日

（宛先）白岡市長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

白岡市マスコットキャラクターデザインを使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

使用対象物品 又はサービス	
使用目的	・商品製作頒布・商品パッケージ使用頒布・広告 ・販促品（非売品）製作頒布・立体物製作頒布 ・その他（ ）
使用方法	※種類・名称・規格等を記入
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用場所	
製造個数	
連絡先	担当者名 電話番号

<添付書類>

- (1) 企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
- (2) その他

様式第2号（第5条関係）

白岡市マスコットキャラクターデザイン使用承認通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長



年 月 日付けで申請のありました白岡市マスコットキャラクターデザインの使用について、下記のとおり承認したので、白岡市マスコットキャラクターデザイン使用要綱第5条の規定により通知します。

記

承認番号	
使用対象物品 又はサービス	
使用目的	・商品製作頒布・商品パッケージ使用頒布・広告 ・販促品（非売品）製作頒布・立体物製作頒布 ・その他（ ）
使用方法	※種類・商品名（景品又はパッケージ名）・規格等
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用場所	
条件	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

（遵守事項）

- (1) 使用の承認を受けた内容に限り使用し、市長が付した使用条件に従うこと。

- (2) 使用の承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインの改変等応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (4) デザインを使用して作成し、又は製造する物品（以下「物品」という。）は、完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、物品の提出が困難である場合は、その写真を提出するものとする。

様式第3号（第5条関係）

白岡市マスコットキャラクターデザイン使用不承認通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長



年 月 日付けで申請のありました白岡市マスコットキャラクターデザインの使用について、下記のとおり不承認としたので、白岡市マスコットキャラクターデザイン使用要綱第5条の規定により通知します。

記

使用対象物品 又はサービス	
(理由)	

様式第4号（第6条関係）

白岡市マスコットキャラクターデザイン使用物品等販売状況報告書

(宛先) 白岡市長

年 月 日

承認番号 第 号

使用者（名称・代表者名）

担当者名・電話番号

使用 方 法	物品の品種・種類	物 品 名 及 び マスコットキャラ クターの名称	販 売 期 間	販 売 総 額	内 訳 (単価及び販売数量)	販 路	備 考
<input type="checkbox"/> 商品 <input type="checkbox"/> パッケージ 広告 <input type="checkbox"/> その他 ()			年 月 日 ~ 年 月 日	円		<input type="checkbox"/> 自店 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> スーパー <input type="checkbox"/> コンビニ <input type="checkbox"/> 専門店・量販店 <input type="checkbox"/> その他()	
<input type="checkbox"/> 商品 <input type="checkbox"/> パッケージ 広告 <input type="checkbox"/> その他 ()			年 月 日 ~ 年 月 日	円		<input type="checkbox"/> 自店 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> スーパー <input type="checkbox"/> コンビニ <input type="checkbox"/> 専門店・量販店 <input type="checkbox"/> その他()	
<input type="checkbox"/> 商品 <input type="checkbox"/> パッケージ 広告 <input type="checkbox"/> その他 ()			年 月 日 ~ 年 月 日	円		<input type="checkbox"/> 自店 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> スーパー <input type="checkbox"/> コンビニ <input type="checkbox"/> 専門店・量販店 <input type="checkbox"/> その他()	

※四半期ごとの状況をまとめ、四半期終了翌月10日（1/10,4/10,7/10,10/10）までに提出すること。

様式第5号（第10条関係）

白岡市マスコットキャラクターデザイン使用内容変更承認申請書

年 月 日

（宛先）白岡市長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名） ㊤

年 月 日付け 第 号で承認を受けた内容について変更したいので、下記のとおり申し込みます。

記

承認番号	使用対象物品又はサービス
(変更内容)	

様式第6号（第10条関係）

白岡市マスコットキャラクターデザイン使用内容変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長



年 月 日付で、申請のあったデザインの使用内容の変更については、下記のとおり承認します。

記

承認番号	使用対象物品又はサービス
(変更内容)	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- (1) 使用の承認を受けた内容に限り使用し、市長が付した使用条件に従うこと。
- (2) 使用の承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインの改変等応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (4) デザインを使用して作成し、又は製造する物品（以下「物品」という。）は、完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、物品の提出が困難である場合は、その写真を提出するものとする。

様式第7号（第10条関係）

白岡市マスコットキャラクターデザイン使用内容変更不承認通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長



年 月 日付けで申請のあった、白岡市マスコットキャラクターデザインの使用内容の変更については、下記の理由により不承認とします。

記

承認番号	不承認対象物品又はサービス
(理由)	

様式第8号（第11条関係）

白岡市マスコットキャラクターデザイン使用承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長 

年 月 日付け 第 号で承認した、デザインの使用について、下記のとおり承認を取り消します。

記

1 承認取消の内容

2 理由

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第10条関係)

様式第7号 (第10条関係)

様式第8号 (第11条関係)